

## 官民人材交流センター求人・求職者情報提供事業実施要領

平成 30 年 12 月 19 日  
内閣府官民人材交流副センター長決定  
平成 31 年 2 月 28 日一部改正  
平成 31 年 3 月 8 日一部改正  
令和 2 年 3 月 31 日一部改正  
令和 2 年 8 月 25 日一部改正  
令和 3 年 4 月 1 日一部改正  
令和 4 年 4 月 1 日一部改正  
令和 5 年 4 月 1 日一部改正

「官民人材交流センター求人・求職者情報提供事業の実施について」（平成 30 年 12 月 12 日 内閣府官民人材交流センター長決定）に基づき、官民人材交流センター（以下「センター」という。）が求人・求職者情報提供事業（以下「本事業」という。）を実施するために必要な事項を以下のとおり定める。

### 1 本事業の利用者

#### （1）再就職希望者

ア 職員（国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 2 条に規定する一般職に属する職員をいう。以下同じ。）又は一般定年等隊員（自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 65 条の 3 第 2 項第 4 号に規定する一般定年等隊員をいう。以下同じ。）であって離職後の就職を希望するもの（職員又は一般定年等隊員であった者（以下「離職者」という。）を含む。以下「再就職希望者」という。）のうち、45 歳以上であって、公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢に達するまでの間のもの（離職者については、離職後 2 か月以内にセンターに利用の申込みをした者であって利用開始から 1 年を経過しないもの又は離職前から継続して利用している者であって離職後 1 年を経過しないものに限る。）は、本事業を利用できる。以上に規定する者のほか、特にセンターが必要と認める者については、別途センターが定めるところにより、再就職希望者として本事業を利用することができるものとする。

イ 以下に掲げる者は本事業を利用できない。

- ① 非常勤職員（再任用短時間職員を除く。）、臨時的職員、条件付採用期間中の職員（再任用職員を除く。）及び非常勤隊員等（自衛隊法施行令（昭和 29 年政令第 179 号）第 87 条の 35 に規定する非常勤隊員等をいう。）
- ② 特定地方警務官（警察法（昭和 29 年法律第 162 号）第 56 条の 2 第 1 項に規定する特定地方警務官をいう。）
- ③ 懲戒免職の処分を受けた者

- ④ 現に懲戒処分を受けている者（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を受けている者を除く。）
- ⑤ 離職した日以降に再就職をしたことがある離職者（ただし、日々雇い入れられる者又は4か月以内の期間を定めて使用される者として雇用された場合（4か月を超えて引き続き使用されるに至った場合を除く。）及び本事業を利用して再就職したものの当該再就職先の倒産、事業の縮小若しくは廃止、又は解雇（自己の責めに帰すべき重大な理由によるものを除く。）その他の理由により予期し得ず離職を余儀なくされた場合を除く。）
- ⑥ その他センターによる再就職支援の対象とすることが適当でないセンターが判断した者

(2) 求人者

ア 自らが雇用しようとする労働者の候補として再就職希望者を募集することを希望する求人者（国の行政機関及び行政執行法人（以下「府省等」という。）を除く。）は、本事業を利用することができる。

イ 求人者は、本事業の利用申込、求人情報の登録、本事業を利用する再就職希望者（以下「利用求職者」という。）からの応募の受付及び利用求職者へのスカウト（9（1）に規定するスカウトをいう。）に係る事務を職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第9項に規定する特定地方公共団体又は同条第10項に規定する職業紹介事業者（以下「職業紹介事業者等」という。）に代行させることができる。

ウ 以下に掲げる者は本事業を利用できない。

- ① 過去2年以内に、求人者の業務に関し当該求人者又はその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。③まで同じ。）若しくは役員であった者が公契約関係競売等妨害罪（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6）、贈賄罪（同法第198条）その他センターが定める罪に当たる事件について公訴を提起されていた場合（判決が確定した場合又は公訴を棄却する決定を受けた場合を除く。）又は有罪の判決を受けた場合（刑の執行が終わった場合を除く。）における当該求人者
- ② 過去2年以内に、公務員（公務員になろうとする者及び公務員であった者を含む。）が収賄罪（刑法第197条から第197条の4まで）に当たる事件について公訴を提起されていた場合（判決が確定した場合又は公訴を棄却する決定を受けた場合を除く。）又は有罪の判決を受けた場合（刑の執行が終わった場合を除く。）において、求人者又はその役員若しくは役員であった者が当該求人者の業務に関し当該公務員に対して賄賂を供与し、又はその約束をしていた場合における当該求人者
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2

条第6号に規定する暴力団員（以下本項において「暴力団員」という。）、役員のうち暴力団員に該当する者がある法人その他の団体又は暴力団員がその事業活動を支配する求人者

- ④ 業務内容が公序良俗に反するおそれがあるなど、社会的に大きな問題となる可能性があるとしてセンターが判断した求人者
- ⑤ その他センターによる再就職支援の対象とすることが適当でないとセンターが判断した求人者

### (3) 職業紹介事業者等

ア 職業紹介事業者等は、(2)イの事務を代行する者として本事業を利用することができる。

イ 以下に掲げる者は求人者の事務を代行することができない。

- ① 職業安定法に基づく事業停止命令を受けている者
- ② 職業安定法に基づく業務改善命令を受け必要な改善がなされていない者
- ③ 職業安定法違反を理由として地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の5の規定に基づく是正の要求を受け、必要な改善がなされていない者
- ④ その他センターによる再就職支援に関わることを適切でないとセンターが判断した者

## 2 利用規約等の遵守

### (1) 利用者における利用規約等の遵守

利用求職者、本事業を利用する求人者（以下「利用求人者」という。）及び本事業を利用する職業紹介事業者等（以下「利用職業紹介事業者等」という。）は、利用に当たり、それぞれ別紙1-1から別紙1-3までの「官民人材交流センター求人・求職者情報提供事業利用規約」（以下「利用規約」という。）に同意し、当該利用規約及び関係法令の規定等を遵守しなければならない。

センターは、利用求職者、利用求人者及び利用職業紹介事業者等が利用規約及び関係法令の規定等に違反し、又は違反するおそれがあると認める場合は、利用の取消等の必要な措置を取ることができる。この場合において、利用の取消を受けた者は、当該取消から1年の間は、本事業の利用申込みを行うことができないものとする。

### (2) センターにおける個人情報の取扱い

センター及び下記12により委託を行う場合の委託先業者は、本事業の利用者から提供された個人情報について、本事業の目的の範囲内で適切に取り扱うものとする。

本事業（その実施のために設置するサイト（官民ジョブサイト）の運営を含む。）に係るプライバシーポリシーを、別添のとおり規定する。

## 3 再就職希望者による本事業の利用

### (1) 利用の申込み

ア 本事業の利用を希望する再就職希望者は、別紙様式 1「官民人材交流センター求人・求職者情報提供事業利用申込書」に必要事項を記入し、所属府省等（離職者の場合は離職時所属府省等、出向中の者については出向元府省等）の人事担当部署に提出する。

イ アの申込書の提出を受けた府省等は、再就職希望者が 1（1）アに基づき本事業を利用できる者であり、かつ同イ①から⑤までに掲げるものに該当しないことを確認（⑤については再就職希望者の申告による）し、当該申込書に必要事項を記入した上で、センターに提出する。新規の利用申込みについて 10 名以上の再就職希望者の申込書を同時に提出する場合は、別紙様式 2「官民人材交流センター求人・求職者情報提供事業利用申込者一覧」を添付することにより、センターにおける登録作業の優先順位を指定することができる。

なお、申込書をセンターに提出する府省等の単位は、別紙 2 のとおりとする。

再就職希望者が他府省等へ出向中の者の場合は、出向元府省等から出向先府省等へ、当該再就職希望者が本事業を利用する旨情報共有するものとする。

ウ センターは、イの申込内容を確認の上、利用を承認し、再就職希望者にその旨通知する（再就職希望者への通知の日を利用開始の日とする）。

エ センターは、利用の申込みを行った再就職希望者が 1（1）イに掲げる者である場合、申込みに虚偽の内容が含まれていた場合その他本事業の利用を認めることが適切でないと判断した場合は、利用を承認しないこと又は承認を取り消すことができる。

## （2）求職者情報の登録

ア （1）ウの承認を受けた利用求職者は、利用求人者に提供する別紙 3 に掲げる事項から成る求職希望等に関する情報（以下「求職者情報」という。）について、センターの指定する方法により、登録の申込みを行うことができる。

イ センターは、アの申込内容を確認の上、登録の処理を行い、利用求職者に登録が完了した旨を通知する。

ウ 利用求職者は、求職者情報の登録の完了をもって本事業の利用を開始できる。

エ センターは、アにより登録の申込みのあった求職者情報に以下に掲げる情報が含まれると判断した場合は、当該申込みを受理しないことができるものとする。

- ① 虚偽の内容の求職者情報
- ② その内容が法令に違反する求職者情報
- ③ 希望条件の内容が公序良俗に反する求職者情報
- ④ 内容から個人が特定されるおそれがあるとセンターが判断する求職者情報
- ⑤ その他利用求人者に提供することが適切でないとしてセンターが判断した求職者情報

## （3）登録情報の変更等の連絡

ア 利用求職者は、（1）又は（2）により登録した内容に変更があった場合は、セン

ターの指定する方法により、速やかにセンターに変更登録を行うものとする。

イ センターは、上記アにより求職者が変更登録を行った内容について確認の上、変更承認を行う。その際、変更対象が上記（１）により登録した事項である場合は、センターは（１）イの申込みを行った府省等の人事担当部署に対し必要に応じて確認依頼を行い、当該依頼を受けた府省等は人事担当部署において把握している事実と相違ない旨を確認の上回答するものとする。

ウ 各府省等人事担当部署は、利用求職者が１（１）イ③若しくは④に該当することとなった場合、死亡等利用求職者本人からの連絡が困難な理由により本事業の利用を継続できなくなった場合又は１（１）イ④に該当しなくなった場合は、別紙様式３「官民人材交流センター求人・求職者情報提供事業利用資格等に係る変更届」により、センターに連絡するものとする。

エ 利用求職者は、本事業の利用によらずに就職したことにより１（１）イ⑤に該当することとなった場合は、速やかにセンターへの報告及び利用終了申請を行うものとする。

オ 利用求職者は、ウ又はエ以外の理由により本事業の利用を終了する場合は、速やかにセンターへの利用終了申請を行うものとする。その際、在職中の者にあつては、別途、所属府省等（出向中の者は出向元府省等を含む。）に必要な報告を行うものとする。

#### ４ 求人者による本事業の利用

##### （１）利用の申込み

ア 本事業の利用を希望する求人者は、利用する事業所ごとに、センターの指定する方法により別紙４の表１に掲げる所要事項を登録するとともに、利用規約への同意書・利用の欠格事由に該当しない旨の誓約書（求人者用）（別紙様式４－１）を提出することにより、利用の申込みを行う。ただし、５（１）イの承認を受けた利用職業紹介事業者等に利用の申込みを代行させる場合には、利用申込み手続きの職業紹介事業者等への委任について（別紙様式４－２）を併せて提出しなければならない。

イ センターは、アの申込みを行った求人者が１（２）ウ③に掲げる者でないことを確認するために必要があると認めるときは、当該求人者に対し、センターの指定する方法により別紙４の表２に掲げる役員名簿を登録することを求め、その内容を警察に提出することができる。

ウ センターは、アの申込みを行った求人者であつて別紙４の表１に掲げる事項のうち法人番号及びＨＰアドレスのいずれの登録もない求人者その他の事業の実態等について確認する必要があると認める求人者に対し、事業の実態を確認できる資料（事業報告、決算書、投資家向け広報資料、営業許可書の写し、企業案内パンフレット等）その他の必要な書類の提出を求めることができる。

エ センターは、アからウまでの登録内容及び提出された書類を確認の上、利用を承認

し、アの申込みを行った求人者にその旨通知する。

オ センターは、利用の申込みを行った求人者が1(2)ウに掲げる者である場合、申込みに虚偽の内容が含まれていた場合その他本事業の利用を認めることが適切でないと判断した場合は、利用を承認しないこと又は承認を取り消すことができる。

カ 利用期間は、エの承認の通知の日から3年間とし、利用期間満了後も利用の継続を希望する利用求人者は、センターの指定する方法により、利用期間の更新を申請することができる。イ及びウについては、利用期間の更新を申請した求人者についても同様とする。

## (2) 求人情報の登録

ア (1)エの承認を受けた利用求人者は、別紙5の事項から成る求人情報について、センターの指定する方法により、登録の申込みを行うことができる。

イ センターに登録する求人情報の有効期間については、(1)カの利用期間内の期間(1年を限度とする。)を利用求人者が指定できる。

ウ センターは、アの申込みに係る求人情報の内容を確認し、登録の処理を行い、利用求人者に登録が完了した旨を通知する。

エ センターは、アにより登録の申込みのあった求人情報に以下に掲げる情報が含まれると判断した場合は、当該申込みを受理しないこと又は受理を取り消すことができるものとする。

- ① その内容が法令に違反する求人情報
- ② 賃金、労働時間その他の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当であると認められる求人情報
- ③ 業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件が明示されない求人情報
- ④ 虚偽の内容の求人情報
- ⑤ 業務内容が公序良俗に反する求人情報
- ⑥ 同盟罷業又は作業所閉鎖の行われている事業所に係る求人情報
- ⑦ その他利用求職者に提供することが適切でないとセンターが判断した求人情報

## (3) 登録情報の変更等の連絡

ア 利用求人者は、センターに登録した求人情報に係る募集を停止する場合には、速やかにセンターに報告するものとする。ただし、利用求職者の応募があったことを理由に募集を停止しようとするときには、センターの定める要件を満たしていなければならない。

イ 利用求人者は、(2)により登録した求人情報の内容を変更する場合は、速やかにセンターに連絡するものとする。

ウ 利用求人者は、(1)により登録した内容又は提出書類に記載した情報に変更があった場合は、速やかにセンターに届け出るものとする。

エ 利用求人者は、1(2)ウ①から③までに掲げる者に該当することとなった場合又は本事業の利用を停止する場合は、速やかにセンターに届け出るものとする。

## 5 職業紹介事業者等による本事業の利用

### (1) 利用の申込み

ア 本事業の利用を希望する職業紹介事業者等は、利用する事業所ごとに、センターの指定する方法により別紙6に掲げる所要事項を登録するとともに、以下に掲げる書類を提出することにより、利用の申込みを行う。

① 利用規約への同意書・利用の欠格事由に該当しない旨の誓約書（職業紹介事業者用）（別紙様式5）

② 有料・無料職業紹介事業許可証の写し、無料職業紹介事業届出書控えの写し、又は特定地方公共団体無料職業紹介事業通知書控えの写し

イ センターは、アの登録内容及び書類を確認の上、利用を承認し、アの申込みを行った職業紹介事業者等にその旨通知する。

ウ センターは、利用の申込みを行った職業紹介事業者等が1（3）イに掲げる者である場合、申込みに虚偽の内容が含まれていた場合その他本事業の利用を認めることが適切でないと判断した場合は、利用を承認しないこと又は承認を取り消すことができる。

エ 厚生労働大臣の許可を受けて職業紹介を行う利用職業紹介事業者等は、許可の有効期間が経過した場合に本事業の利用を終了する。ただし、上記ア②の有料・無料職業紹介事業許可証の写し（許可の有効期間が更新されたもの）を提出した場合は、この限りではない。

### (2) 求人者の利用申込み・求人情報の登録等の事務の代行

ア （1）イの承認を受けた利用職業紹介事業者等は、求人者からの依頼を受けて、上記4の事務その他の本事業の利用に係る事務を代行することができる。

イ 利用職業紹介事業者等は、アにより4（2）の求人情報の登録の事務を代行する際に、当該求人情報について代行する事務の範囲を併せて登録することとし、当該求人情報の登録の完了以降、当該求人情報の有効期間中、当該範囲の事務を、利用求人者に代わって行うことができる。

ウ 利用職業紹介事業者等は、アの代行に係る求人情報に4（2）エ①から⑥までに掲げる情報が含まれる場合は、登録の申込みを行わないものとする。

### (3) 登録情報の変更等の連絡

ア 利用職業紹介事業者等は、（1）により登録した内容又は提出書類に記載した情報に変更があった場合は、速やかにセンターに届け出るものとする。

イ 利用職業紹介事業者等は、1（3）イ①から③までに掲げる者に該当することとなった場合又は本事業の利用を停止する場合は、速やかにセンターに届け出るものとする。

## 6 求人情報の提供

(1) 求人情報の提供

センターは、4(2)又は5(2)により登録された求人情報を、利用求職者に対し提供することとする。

(2) 求人情報の利用

利用求職者は、センターから提供された求人情報について、自らの求職活動以外の目的に利用しないものとする。

7 求職者情報の提供

(1) 利用求人者への求職者情報の提供

センターは、利用期間中の利用求人者及び利用職業紹介事業者等(以下「利用求人者等」という。)に対し、別紙3の項目から成る求職者情報を提供する。

(2) 求職者情報の利用

利用求人者等は、センターから提供された求職者情報について、センターへの求人情報の登録の検討又はセンターに登録した求人情報に係る利用求職者の募集以外の目的に利用せず、利用職業紹介事業者等にあつては上記5(2)により事務の代行を行った利用求人者以外の第三者に提供しないものとする。

8 利用求職者からの応募希望に基づく応募

(1) 応募希望の申出

利用求職者は、6により提供された求人情報に係る求人への応募を希望するときは、その旨センターに申し出ることができる。ただし、同時に応募(応募希望の申出から採否結果の報告までの期間が重複する場合の応募をいう。)できる求人件数の上限については、別途センターが定めるところによる。

(2) 応募受付意向の確認

センターは、(1)により申出のあった応募希望の対象求人情報に係る利用求人者等に対し、応募希望者がいる旨を連絡し、募集が継続中であり応募を受け付ける意向の有無を確認する。その際、利用求職者が利害関係等確認(10に規定する利害関係等確認をいう。以下本(2)、(3)及び9において同じ。)を必要とする者である場合は、当該利用求人者等に対し、利害関係等確認の完了を待つ必要がある旨注意喚起するとともに当該利害関係等確認の結果連絡予定期日(応募受付の意向を確認した日の翌営業日から9営業日以内の日)を示した上で、10により関係府省等に依頼して利害関係等確認を行う。

(3) 応募に係る連絡先等の連絡

(2)で応募受付の意向が示された場合であつて、利用求職者が利害関係等確認を必要としない者であるとき又は利害関係等確認の結果応募可能であることが確認されたときは、センターは、利用求人者等の応募受付担当者の連絡先を当該利用求職者に連絡するとともに、当該利用求職者の氏名を当該利用求人者等に連絡する。



## 9 利用求人者等からのスカウトに基づく応募

### (1) スカウト希望の申出

利用求人者等は、7により提供された求職者情報に係る利用求職者に対し、有効期間中の求人情報に係る求人への応募の勧奨（以下「スカウト」という。）を行うことを希望するときは、その旨センターに申し出ることができる。ただし、同時にスカウト（スカウト希望の申出から採否結果の報告までの期間が重複する場合のスカウトをいう。）できる利用求職者の人数の上限については、別途センターが定めるところによる。

### (2) 応募意向の確認

センターは、(1)により申出のあったスカウト対象の利用求職者に対し、スカウトの申出があった旨及びその対象求人情報について連絡し、応募する意向の有無を確認した上で、当該確認結果を利用求人者等に連絡する。その際、当該利用求職者が利害関係等確認を必要とする者である場合には、当該利用求人者等に対し、利害関係等確認の完了を待つ必要がある旨注意喚起するとともに当該利害関係等確認の結果連絡予定日（応募の意向を連絡した日の翌営業日から9営業日以内の日）を示した上で、10により関係府省等に依頼して利害関係等確認を行う。

### (3) 応募に係る連絡先等の連絡

(2)で応募の意向が示された場合であって、利用求職者が利害関係等確認を必要としない者であるとき又は利害関係等確認の結果応募可能であることが確認されたときは、センターは、利用求人者等の応募受付担当者の連絡先を当該利用求職者に連絡するとともに、当該利用求職者の氏名を当該利用求人者等に連絡する。

## 10 利害関係等確認

### (1) 利害関係等確認の依頼

ア センターは、8(2)又は9(2)により応募に係る利用求人者等と利用求職者の意向が一致したことが確認された場合において、当該利用求職者が以下に掲げる者に該当するときは、当該利用求職者が応募しようとする利用求人者が利害関係企業等（国家公務員法第106条の3第1項又は自衛隊法第65条の3第1項に規定する利害関係企業等をいう。イにおいて同じ。）又は各府省等がその所属する職員若しくは一般定年等隊員（離職者を含む。）の再就職に係る自粛措置（以下「自粛」という。）を実施している場合の自粛対象企業等に該当するか否かの確認（以下「利害関係等確認」という。）の実施を、別紙様式6「利害関係・自粛対象企業等の確認に係るチェックシート」により、当該利用求職者が所属する府省等又は所属していた府省等（別紙2の単位による）に依頼する。

- ① 在職中の利用求職者（応募希望に係る利用求人者への応募について国家公務員法第106条の3第2項第4号又は自衛隊法第65条の3第2項第5号の規定に基づく承認を受けていることを申し出た者を除く。）
- ② 自粛を行っている府省等に勤務していた利用求職者

イ アの依頼は、利害関係企業等に該当するか否かの確認については現所属府省等に対して、自粛の対象に該当するか否かの確認については自粛を行う現所属府省等又は所属していた府省等に対して行う。

(2) 各府省等における利害関係等確認の実施

各府省等は、(1)により利害関係等確認の依頼を受けた場合には、依頼を受けた日の翌営業日から数えて7営業日以内に利害関係等確認を実施し、別紙様式6によりセンターに回答する。センターは、利害関係等確認の結果を受けて、当該結果の利用求人者等及び利用求職者への通知及び8(3)又は9(3)の連絡先等の連絡等の必要な処理を行う。

(3) 利害関係等確認の期間延長依頼

各府省等は、利害関係等確認を(2)の期間内に完了することが困難と見込まれる場合は、当該期間の延長を利用求人者等に依頼するよう、センターに申し出なければならない。

申出を受けた場合、センターは、延長の可否を利用求人者に確認し、申出を行った府省等に結果を回答する。利用求人者等が延長を拒否し、利害関係等確認を期間内に完了できなかった場合は、利用求職者が当該求人に応募できなくなるため、各府省等は利害関係等確認の迅速かつ適切な実施を図る必要がある。

11 応募・選考及び採否結果の報告

(1) 利用求職者の応募

8(3)又は9(3)により利用求人者等の応募受付担当者の連絡先の連絡を受けた利用求職者は、当該利用求人者等に連絡し、求人への応募を行う。

その際、当該連絡先が利用職業紹介事業者等のものである場合には、利用求職者は当該利用職業紹介事業者等の定める方法により求職申込みを行い、職業紹介を受けて利用求人者に応募する。

(2) 利用求人者による選考

応募を受けた利用求人者は、試験や面接等により必要な選考を行う。

利用求人者は、応募者の人柄・意欲など多くの情報に基づき選考を行う観点から、書類選考のみならず試験又は面接により選考するよう努めるものとする。

(3) 採否結果の報告

ア 選考が完了した場合、利用求人者等は、採否結果を利用求職者に通知するほか、速やかにセンターに報告するものとする。その際、選考対象の求人に係る募集の継続の有無、不採用の場合における理由も併せて報告するものとする。

イ 利用求職者は、アの採否結果通知を受けた場合は、その結果について速やかにセンターに報告するものとする。

ウ 利用求職者は、所属府省等又は所属していた府省等への採否結果の報告については、報告を求める対象者の範囲を含む各府省等の取決めにに基づき適切に行うとともに

に、国家公務員法第 106 条の 23 若しくは第 106 条の 24 又は自衛隊法第 65 条の 11 の規定による届出が必要な場合は、適切に届出を行うものとする。

エ ア、イの報告の内容が、採用決定であった場合、センターは、対象の利用求職者の本事業の利用を停止するとともに、アで募集停止の意向が示された場合は、求人情報を無効にする等の必要な処理を行う。

オ 一度採用が決定したものの就職前に取消となった場合又は再就職後に予期し得ず離職を余儀なくされた場合、利用求職者は、センターに申し出ることにより、1(1)に基づき利用可能な期間に限り、本事業の利用を再開することができる。

## 12 センターの事務の一部を民間事業者へ委託する場合の連絡先

センターは、利用求職者、利用求人者及び利用職業紹介事業者等との連絡に係る事務その他の本事業の運営に係る事務の一部を民間事業者へ委託することができる。この場合、利用求職者、利用求人者及び利用職業紹介事業者等は、3から11までに掲げるものうち委託対象の事務に係る連絡については、センターが指定する委託先事業者に対して行うものとする。

## 13 再就職の情報の報告・公表

センターは、利用求職者が本事業を利用して再就職した場合、以下に掲げる利用求職者の区分に応じ、それぞれに掲げる情報を、毎年度1回内閣総理大臣に対して報告するとともに、公表する。

ア 離職前に管理職職員（職員の退職管理に関する政令（平成20年政令第389号）第27条に規定する官職に就いている職員をいう。）又は管理職隊員（自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第87条の24に規定する官職に就いている職員をいう。）であったことがある利用求職者

氏名、離職時の年齢、離職時の官職、離職日、再就職日、再就職先の名称、再就職先における地位

イ ア以外の利用求職者

離職時の所属部局、再就職先の名称

## 14 その他

再就職希望者、求人者、職業紹介事業者等向けの利用の手引きは、別途センターが定める。

本事業の利用について本要領に規定されているところと異なる取扱を要するとセンターが認める者の利用については、別途センターが定めるところによるものとする。

その他、本事業に関し、本要領に定めがない事項は、別途センターが定めるところによる。

## 官民人材交流センター求人・求職者情報提供事業利用規約（再就職希望者用）

## 1 適用

本利用規約は、内閣府官民人材交流センター（以下「センター」という。）が実施する求人・求職者情報提供事業（その実施のためにセンターが設置するサイト（以下「官民ジョブサイト」という。）を含む。以下「本事業」という。）の再就職希望者による利用条件を定めるものであり、再就職希望者による本事業の利用に関わる一切の事項に適用されるものとする。

## 2 利用規約等の遵守

- ① 本事業を利用する再就職希望者（以下「利用求職者」という。）は、利用に当たり、本利用規約及び別添プライバシーポリシーに同意し、本利用規約、官民人材交流センター求人・求職者情報提供事業実施要領その他の本事業に関しセンターが定める事項（以下「要領等」という。）及び再就職規制に関する法令の規定等を遵守しなければならない。
- ② 在職中の利用求職者は、求人情報の閲覧、応募希望の申出等に係るセンターとの連絡等、本事業の利用については、勤務時間外に行うこととする。ただし、利害関係企業等（国家公務員法第 106 条の 3 第 1 項又は自衛隊法第 65 条の 3 第 1 項に規定する利害関係企業等をいう。6 ①において同じ。）又は各府省等がその所属する職員若しくは一般定年等隊員（職員又は一般定年等隊員であった者を含む）の再就職に係る自粛措置を実施している場合の対象企業（6 ①において「自粛対象」という。）への該当の有無の確認（6 において「利害関係等確認」という。）のために所属する府省等の人事担当部署等が行う調査への対応についてはこの限りでない。
- ③ 利用求職者は、求職活動の状況、就労状況その他本事業の利用に関わる事項についてセンターから報告の求めがあった場合には、必要な報告を適切に行わなければならない。
- ④ センターは、利用求職者が本利用規約、要領等若しくは再就職規制に関する法令の規定等に違反し、又は違反するおそれがあるものと認めた場合その他本事業の適切な運営を確保するために必要と認める場合は、利用求職者に対し、是正措置を求めるほか、利用の停止・取消、当該利用求職者の任命権者や内閣府再就職等監視委員会への情報提供その他の必要な措置を取ることができるものとする。
- ⑤ ④に掲げる場合において、センターから是正措置を求められた利用求職者は、速やかに必要な措置を講じなければならない。
- ⑥ ④に掲げる場合において、利用の取消を受けた利用求職者は、当該取消から 1 年の間は、本事業の利用の申込みを行うことができないものとする。

## 3 利用に係る手続

## (1) 求職者情報の登録等

- ① 利用求職者は、利用の申込み及び本事業を利用する求人者（以下「利用求人者」という。）に提供する求職希望等に関する情報（以下「求職者情報」という。）の登録申込みに当たっては、要領等に従い適切に行い、以下に掲げる情報の登録は行わないこと。

なお、センターは、利用申込後にセンターが利用求職者あて本人確認のために送付するメール等に返信がない場合には、送付後 1 年を経過した利用求職者について受付処理等を停止するものとする（受付処理等を停止された利用求職者は、本事業の利用を再度希望する場合、利用申込みの手続きを最初から行うものとする。）。

- i 虚偽の内容
- ii その内容が法令に違反する求職者情報
- iii 希望条件の内容が公序良俗に反する求職者情報
- iv 内容から個人が特定されるおそれのある求職者情報

- ② センターは、登録された情報に①の i から iv までに掲げる情報その他の不適切な内容が含まれると判断した場合には、利用の承認若しくは求職者情報の受理を行わないこと又は承認若しくは受理を取り消すことができるものとする。
- ③ 利用求職者は、登録した求職者情報については利用求人者に提供されることに同意すること。

## (2) 登録情報の変更等の連絡

利用求職者は、以下に掲げる場合は、センターの定める方法により速やかにセンターに連絡すること。

- i 登録した内容に変更があった場合
- ii 応募した求人への採否が決定した場合
- iii 本事業の利用によらずに就職した場合
- iv 本事業の利用を終了する場合
- v その他センターが定める場合

## (3) 応募に係る連絡等

利用求職者は、求人への応募希望や利用求人者からの応募勧奨（以下「スカウト」という。）に係る連絡の取次ぎに係る連絡その他の本事業の利用に係る方法について、センターの指定する方法に従うこと。

## (4) センターの事務の一部を民間事業者に委託する場合

- ① センターが本事業の実施に係る事務の一部を民間事業者に委託する場合、利用求職者は、登録した求職者情報等が当該委託先事業者に共有されることに同意するものとする。

② ①に掲げる場合において、利用求職者は、本事業の利用に係る連絡等のうち、当該委託した事務に係るものについては、センターが定める方法により、センターが指定する委託先事業者に対して行うとともに、利用方法について当該委託先事業者の指示に従うこと。

③ ①に掲げる場合において、本利用規約における当該委託した事務の実施に係る規定は、当該委託事業者をセンターとみなして適用するものとする。

#### 4 提供された情報の目的外利用の禁止

利用求職者は、センターから提供された求人情報について、自らの求職活動以外の目的に利用しないこと。

#### 5 応募件数の上限

利用求職者が同時に応募（応募希望の申出から採否結果の報告までの期間が重複する場合の応募をいう。）できる求人数の上限については、別途センターが定めるところによる。

#### 6 公正性・透明性等の確保のための措置

① 利用求職者は、公正性・透明性等の確保のため、以下に掲げる事項を遵守すること。

i センターから情報提供された求人への応募（利用求人者からのスカウトを受けた場合を含む。）を検討する際には、当該求人に係る利用求人者が利害関係企業等又は自粛対象に該当するか否かを可能な範囲で確認し、該当すると判断される場合には、センターに応募希望に関する申出を行わないこと（利用求人者からのスカウトについては、応募辞退をセンターに連絡すること。）。ただし、職員にあっては国家公務員法第 106 条の 3 第 2 項第 4 号に規定する承認、一般定年等隊員にあっては自衛隊法第 65 条の 3 第 2 項第 5 号に規定する承認を得た場合はこの限りでない。

ii 利用求人者への応募希望の申出（スカウトに応じる旨の申出を含む。）は、センターによる取次ぎを経ずに行わないこと。また、利用求人者への接触は、センターから利用求人者の応募受付担当者の連絡先の連絡を受けた後に行うこと。

② 利害関係等確認のため、各府省等は、利用求職者の応募希望の状況について必要に応じ関係部局間で共有するとともに、当該利用求職者の職務等について、所属部局及び当該利用求職者への調査を行うことがあり、利用求職者は当該調査に適切に対応すること。

③ 利用求人者は、利害関係等確認について、センターが定める処理期間が経過するまではその完了を待った上で利用求職者の応募を受け付けることとするが、当該処理期間の経過までに利害関係等確認が完了しなかった場合には、利用求人者から応募を断られる可能性がある。

④ 利用求職者は、本事業を利用して応募した求人への採否が決定した場合、3（2）ii に基づきセンターに連絡すること。所属府省等及び所属していた府省等への報告については、報告を求める対象者の範囲を含む当該各府省等の取決めに基づき適切に行うこと。また、国家公務員法第 106 条の 23 若しくは第 106 条の 24 又は自衛隊法第 65 条の 11 の規定による届出が必要な場合は、適切に届出を行うこと。

#### 7 再就職の情報の公表

利用求職者は、本事業を利用して再就職した場合、当該再就職に係る情報について、要領等に基づき内閣総理大臣に対する報告及び公表が行われることに同意すること。

#### 8 セキュリティ対策

① 利用求職者は、官民ジョブサイトの利用について、センターの指示に従うとともに、センターが指定したもの以外の情報を登録しないこと。

② 利用求職者は、センターとの連絡を電子メールで実施するに当たり、予めセンターに登録した電子メールアドレスを使用し、記載事項についてセンターの指示に従うとともに、センターが指定したもの以外の電子ファイルを添付しないこと。

③ 利用求職者は、官民ジョブサイトの利用及びセンターとの連絡に使用する情報処理機器及び当該情報処理機器で取り扱う電子ファイル等について、安全確保の観点から以下の措置を講じること。

i アンチウイルスソフトウェア等により不正プログラムとして検知されている実行ファイルやデータファイルを実行又はアプリケーションで読み込ませないようにすること。

ii アンチウイルスソフトウェアの不正プログラムの定義ファイルを常に最新の状態に維持し、不正プログラムの自動検査機能を有効にすること。

iii 定期的に全ての電子ファイルに対して不正プログラムの有無を確認すること。

#### 9 免責事項等

① 本事業の利用又は利用の停止・取消に関して生じた損害について、センターの故意又は重過失による場合を除きセンターは一切責任を負わず、利用求職者に対し損害賠償する義務はないものとする。

② 利用求職者が、本事業を利用したことにより、利用求人者、その他の第三者又はセンターに対して損害を与えた場

合、利用求職者は自らの責任と費用により解決するものとする。

10 不利益行為の禁止

本事業の利用に当たっては、第三者又はセンターに対し、不利益若しくは損害を与える行為又はそのおそれがある行為を禁止する。

11 利用規約の変更

① センターは、本事業の利用の状況その他の事情を勘案し、本利用規約を変更することができる。この場合、変更後の本利用規約は全ての利用求職者に適用されるものとする。

② センターが本利用規約を変更する場合は、センターのホームページに掲載することとする。

12 その他

本事業に関し、本利用規約に定めがない事項は、センターが定めるところによる。

## 官民人材交流センター求人・求職者情報提供事業利用規約（求人者用）

## 1 適用

本利用規約は、内閣府官民人材交流センター（以下「センター」という。）が実施する求人・求職者情報提供事業（その実施のためにセンターが設置するサイト（以下「官民ジョブサイト」という。）を含む。以下「本事業」という。）の求人者による利用条件を定めるものであり、求人者による本事業の利用に関わる一切の事項に適用されるものとする。

## 2 利用規約等の遵守

- ① 本事業を利用する求人者（以下「利用求人者」という。）は、利用に当たり、本利用規約及び別添プライバシーポリシーに同意し、本利用規約、官民人材交流センター求人・求職者情報提供事業実施要領その他の本事業に関しセンターが定める事項（以下「要領等」という。）を遵守しなければならない。
- ② 利用求人者は、本事業を利用して労働者の募集を行うに当たり、その際の労働条件について、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）その他の労働関係法令を遵守するとともに、労働条件等の明示など労働者の募集を行う者としての職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）上の義務を負う。
- ③ 利用求人者が要領等に基づき本事業の利用に係る事務を職業安定法第 4 条第 9 項に規定する特定地方公共団体及び同条第 10 項に規定する職業紹介事業者（以下「職業紹介事業者等」という。）に代行させる場合、利用求人者は、本利用規約及び要領等を遵守するために必要な当該職業紹介事業者等との連絡等を適切に行わなければならない。
- ④ 利用求人者は、本事業の利用に関わる事項についてセンターから報告の求めがあった場合には、必要な報告を適切に行わなければならない。
- ⑤ センターは、利用求人者が本利用規約、要領等若しくは労働関係法令に違反し、又は違反するおそれがあるものと認めた場合その他本事業の適切な運営を確保するために必要と認める場合は、利用求人者に対し、是正措置を求めるほか、利用の停止・取消、内閣府再就職等監視委員会への情報提供その他の必要な措置を取ることができるものとする。
- ⑥ ⑤に掲げる場合において、センターから是正措置を求められた利用求人者は、速やかに必要な措置を講じなければならない。
- ⑦ ⑤に掲げる場合において、利用の取消を受けた利用求人者は、当該取消から 1 年の間は、本事業の利用の申込みを行うことができないものとする。

## 3 利用に係る手続

## (1) 求人情報の登録等

- ① 利用求人者は、利用の申込み及び求人情報の登録申込みに当たっては、要領等に従い適切に行い、以下に掲げる情報の登録は行わないこと。

なお、センターは、利用の申込み及び求人情報の登録申込み後にセンターが利用求人者あて本人確認のために送付するメール等に返信がない場合には、送付後 1 年を経過した利用求人者について、全ての手続きの受付処理等を停止するものとする（利用の申込みの受付処理を停止された利用求人者は、本事業の利用を再度希望する場合、利用の申込みの手続きを最初から行うものとする。）。

  - i 虚偽の内容
  - ii その内容が法令に違反する求人情報
  - iii 賃金、労働時間その他の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当であると認められる求人情報
  - iv 業務内容及び賃金、労働時間その他の労働条件が明示されない求人情報
  - v 業務内容が公序良俗に反する求人情報
  - vi 同盟罷業又は作業所閉鎖の行われている事業所に係る求人情報
- ② センターは、登録された情報に①の i から vi までに掲げる情報その他の不適切な内容が含まれると判断した場合には、利用の承認若しくは求人情報の受理を行わないこと又は承認若しくは受理を取り消すことができるものとする。
- ③ 本事業の利用期間はセンターによる利用の承認の日から 3 年とし、求人情報の有効期間はその範囲内（1 年を限度とする。）で利用求人者が指定しなければならない。利用期間満了後も利用の継続を希望する利用求人者はセンターの定める方法により利用期間更新の手続を行わなければならない。
- ④ 利用求人者は、センターに登録する求人について、子会社その他の別法人の地位を兼務することが予定される場合には、当該地位に関しセンターが定める情報を明示すること。

## (2) 登録情報の変更等の連絡

利用求人者は、以下に掲げる場合は、センターの定める方法により速やかにセンターに連絡すること。

- i 登録した求人情報に係る募集を停止する場合
- ii 登録した情報に変更があった場合
- iii 本事業を利用できない求人者として要領等において定められている者の要件に該当することになった場合
- iv 登録した求人情報への応募の採否が決定した場合
- v 本事業の利用を終了する場合
- vi その他センターが定める場合

## (3) 応募等に係る連絡等

利用求人者は、本事業を利用する再就職希望者（以下「利用求職者」という。）に関する情報の授受及び利用求職者からの応募希望や利用求職者への応募勧奨（以下「スカウト」という。）に係る連絡の取次ぎに係る連絡その他の本事業の利用に係る方法について、センターの指定する方法に従うこと。

## (4) センターの事務の一部を民間事業者へ委託する場合

- ① センターが本事業の実施に係る事務の一部を民間事業者へ委託する場合、利用求人者は、登録した求人情報等が当該委託先事業者に共有されることに同意するものとする。
- ② ①に掲げる場合において、利用求人者は、本事業の利用に係る連絡等のうち、当該委託した事務に係るものについては、センターが定める方法により、センターが指定する委託先事業者に対して行うとともに、利用方法について当該委託先事業者の指示に従うこと。
- ③ ①に掲げる場合において、本利用規約における当該委託した事務の実施に係る規定は、当該委託事業者をセンターとみなして適用するものとする。

## 4 提供された情報の目的外利用の禁止

利用求人者は、センターから提供された利用求職者に関する情報について、センターへの求人情報の登録に係る検討又はセンターに登録した求人情報に係る労働者の募集以外の目的に利用しないこと。

## 5 スカウト件数の上限

利用求人者が1件の求人について同時にスカウト（スカウト希望の申出から採否結果の報告までの期間が重複する場合のスカウトをいう。）できる利用求職者の人数の上限については、別途センターが定めるところによる。

## 6 公正性・透明性等の確保のための措置

利用求人者は、公正性・透明性等の確保のため、以下に掲げる事項を遵守すること。

- i 登録した求人について、利用求職者の応募があったことを理由に募集を停止しようとするときには、センターの定める要件を満たしていること。
- ii 利用求職者からの応募希望についてのセンターからの連絡の際に応募受付の意向を示した場合又はスカウト希望の申出を行った場合には、対象利用求職者の所属府省等による利害関係等確認（再就職規制等への該当の有無の確認をいう。）についてセンターが定める処理期間が経過するまではその完了を待った上で、当該利用求職者の応募を受け付けること。
- iii 登録した求人に応募した利用求職者について、応募者の人柄・意欲など多くの情報に基づき選考を行う観点から、書類選考のみならず試験又は面接により選考するよう努めること。
- iv センターに登録した求人に対する応募希望の受付その他の利用求職者との接触は、センターによる取次ぎを経ずに行わないこと。
- v センターに登録した求人への応募の意向を示し又は応募した利用求職者について再就職規制上の疑義が生じた場合、利用求職者以外の現職の国家公務員から再就職に関する依頼・要求等があった場合、その他本利用規約、要領等又は法令等の遵守の観点から疑義が生じた場合は速やかにセンターに連絡すること。

## 7 再就職の情報の公表

利用求人者は、本事業を利用して利用求職者を雇い入れた場合、当該雇入れに係る情報について、要領等に基づき内閣総理大臣に対する報告及び公表が行われることに同意すること。

## 8 セキュリティ対策

- ① 利用求人者は、官民ジョブサイトの利用について、センターの指示に従うとともに、センターが指定したもの以外の情報を登録しないこと。
- ② 利用求人者は、センターとの連絡を電子メールで実施するに当たり、予めセンターに登録した電子メールアドレスを使用し、記載事項についてセンターの指示に従うとともに、センターが指定したもの以外の電子ファイルを添付しないこと。
- ③ 利用求人者は、官民ジョブサイトの利用及びセンターとの連絡に使用する情報処理機器及び当該情報処理機器で取り扱う電子ファイル等について、安全確保の観点から以下の措置を講じること。
  - i アンチウイルスソフトウェア等により不正プログラムとして検知されている実行ファイルやデータファイルを実行又はアプリケーションで読み込ませないようにすること。
  - ii アンチウイルスソフトウェアの不正プログラムの定義ファイルを常に最新の状態で維持し、不正プログラムの自動検査機能を有効にすること。
  - iii 定期的に全ての電子ファイルに対して不正プログラムの有無を確認すること。

## 9 免責事項等

- ① 採否結果の利用求職者への通知は、センターは行わないため、利用求人者又は本事業の利用に係る事務の代行を行



う職業紹介事業者等が適切に行うこと。

- ② 利用求人者は、利用求職者から苦情があった場合には迅速、適切に処理するよう努めること。
- ③ 本事業の利用又は利用の停止・取消に関して生じた損害について、センターの故意又は重過失による場合を除きセンターは一切責任を負わず、利用求人者に対し損害賠償する義務はないものとする。
- ④ 利用求人者が、本事業を利用したことにより、利用求職者、その他の第三者又はセンターに対して損害を与えた場合、利用求人者は自らの責任と費用により解決するものとする。

#### 10 不利益行為の禁止

本事業の利用に当たっては、第三者又はセンターに対し、不利益若しくは損害を与える行為又はそのおそれがある行為を禁止する。

#### 11 利用規約の変更

- ① センターは、本事業の利用の状況その他の事情を勘案し、本利用規約を変更することができる。この場合、変更後の本利用規約は全ての利用求人者に適用されるものとする。
- ② センターが本利用規約を変更する場合は、センターのホームページに掲載することとする。

#### 12 その他

本事業に関し、本利用規約に定めがない事項は、センターが定めるところによる。

## 官民人材交流センター求人・求職者情報提供事業利用規約（職業紹介事業者等用）

## 1 適用

本利用規約は、内閣府官民人材交流センター（以下「センター」という。）が実施する求人・求職者情報提供事業（その実施のためにセンターが設置するサイト（以下「官民ジョブサイト」という。）を含む。以下「本事業」という。）の職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 4 条第 9 項に規定する特定地方公共団体及び同条第 10 項に規定する職業紹介事業者（以下「職業紹介事業者等」という。）による利用条件を定めるものであり、職業紹介事業者等による本事業の利用に関わる一切の事項に適用されるものとする。

## 2 利用規約等の遵守

- ① 本事業を利用する求人者（以下「利用求人者」という。）の事務の一部を代行し、本事業を利用する職業紹介事業者等（以下「利用職業紹介事業者等」という。）は、利用に当たり、本利用規約及び別添プライバシーポリシーに同意し、本利用規約、官民人材交流センター求人・求職者情報提供事業実施要領その他の本事業に関しセンターが定める事項（以下「要領等」という。）を遵守しなければならない。
- ② 利用職業紹介事業者等は、本事業の利用に係る利用求人者の事務の代行を行うに当たり、労働条件等の明示、求職者の個人情報の取扱いなど特定地方公共団体又は職業紹介事業者としての職業安定法上の義務を負う。
- ③ 利用職業紹介事業者等は、利用求人者の事務のうち、本事業を利用する再就職希望者（以下「利用求職者」という。）からの応募の受付及び利用求職者への応募勧奨（以下「スカウト」という。）に係る事務を代行する場合には、応募に必要な情報のセンターからの連絡後に当該代行に係る求人情報への応募を希望する利用求職者からの求職申込みを受理した上で職業紹介を行うものとする。
- ④ 利用職業紹介事業者等は、本利用規約及び要領等を遵守するために必要な利用求人者との連絡等を適切に行わなければならない。
- ⑤ 利用職業紹介事業者等は、本事業の利用に関わる事項についてセンターから報告の求めがあった場合には、必要な報告を適切に行わなければならない。
- ⑥ センターは、利用職業紹介事業者等が本利用規約、要領等若しくは労働関係法令に違反し、又は違反するおそれがあるものと認めた場合その他本事業の適切な運営を確保するために必要と認める場合は、利用職業紹介事業者等に対し、是正措置を求めるほか、利用の停止・取消、内閣府再就職等監視委員会への情報提供その他の必要な措置を取ることができるものとする。
- ⑦ ⑥に掲げる場合において、センターから是正措置を求められた利用職業紹介事業者等は、速やかに必要な措置を講じなければならない。
- ⑧ ⑥に掲げる場合において、利用の取消を受けた利用職業紹介事業者等は、当該取消から 1 年の間は、本事業の利用の申込みを行うことができないものとする。

## 3 利用に係る手続

## (1) 求人情報の登録等

- ① 利用職業紹介事業者等は、利用の申込み及び求人者からの依頼に基づく利用申込み若しくは求人情報の登録申込みの代行に当たっては、要領等に従い適切に行い、以下に掲げる情報の登録は行わないこと。
  - i 虚偽の内容
  - ii 本事業を利用できない求人者として要領等において定められている者の要件に該当する求人者の情報
  - iii その内容が法令に違反する求人情報
  - iv 賃金、労働時間その他の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当であると認められる求人情報
  - v 業務内容及び賃金、労働時間その他の労働条件が明示されない求人情報
  - vi 業務内容が公序良俗に反する求人情報
  - vii 同盟罷業又は作業所閉鎖の行われている事業所に係る求人情報
- ② センターは、登録された情報に①の i から vii までに掲げる情報その他の不適切な情報が含まれると判断した場合には、利用の承認若しくは求人情報の受理を行わないこと又は承認若しくは受理を取り消すことができるものとする。
- ③ 利用職業紹介事業者等は、センターに登録する求人について、利用求人者の子会社その他の別法人の地位を兼務することが予定される場合には、当該地位に関しセンターが定める情報を明示すること。

## (2) 登録情報の変更等の連絡

- ① 利用職業紹介事業者等は、以下に掲げる場合は、センターの定める方法により速やかにセンターに連絡すること。
  - i 登録した求人情報に係る募集を停止する場合（利用求人者が自ら連絡する場合を除く。ii 及び iii において同じ。）
  - ii 登録した情報に変更があった場合
  - iii 本事業を利用できない職業紹介事業者等として要領等において定められている者の要件に該当することになった場合
  - iv 登録した求人情報への応募の採否が決定した場合
  - v 本事業の利用を終了する場合
  - vi その他センターが定める場合

- ② 利用職業紹介事業者等は、代行に係る利用求人者の事業所の所在地その他の利用求人者に関する情報に変更があったことを把握した場合は、センターが定める方法により速やかに変更手続きの代行を行い、又は当該利用求人者に対し、当該変更につきセンターに届け出るよう勧奨すること。

(3) 応募等に係る連絡等

利用職業紹介事業者等は、利用求職者に関する情報の授受及び利用求職者からの応募希望やスカウトに係る連絡の取次ぎに係る連絡その他の本事業の利用に係る方法について、センターの指定する方法に従うこと。

(4) センターの事務の一部を民間事業者に委託する場合

- ① センターが本事業の実施に係る事務の一部を民間事業者に委託する場合、利用職業紹介事業者等は、登録した情報が当該委託先事業者に共有されることに同意するものとする。
- ② ①に掲げる場合において、利用職業紹介事業者等は、本事業の利用に係る連絡等のうち、当該委託した事務に係るものについては、センターが定める方法により、センターが指定する委託先事業者に対して行うとともに、利用方法について当該委託先事業者の指示に従うこと。
- ③ ①に掲げる場合において、本利用規約における当該委託した事務の実施に係る規定は、当該委託事業者をセンターとみなして適用するものとする。

4 提供された情報の目的外利用の禁止

利用職業紹介事業者等は、センターから提供された利用求職者に関する情報について、利用求人者の依頼により事務を代行する求人情報に係る職業紹介以外の目的に利用せず、当該求人情報に係る利用求人者以外の第三者に提供しないこと。

5 スカウト件数の上限

利用職業紹介事業者等及び利用求人者が1件の求人について同時にスカウト（スカウト希望の申出から採否結果の報告までの期間が重複する場合のスカウトをいう。）できる利用求職者の人数の上限については、別途センターが定めるところによる。

6 公正性・透明性等の確保のための措置

利用職業紹介事業者等は、公正性・透明性等の確保のため、以下に掲げる事項を利用求人者に遵守させるとともに、vについては自らも遵守すること。

- i 登録した求人について、利用求職者の応募があったことを理由に募集を停止しようとするときには、センターの定める要件を満たしていること。
- ii 利用求職者からの応募希望についてのセンターからの連絡の際に応募受付の意向を示した場合又はスカウト希望の申出を行った場合には、対象利用求職者の所属府省等による利害関係等確認（再就職規制等への該当の有無の確認をいう。）についてセンターが定める処理期間が経過するまではその完了を待った上で、当該利用求職者の応募を受け付けること。
- iii 登録した求人に応募した利用求職者について、応募者の人柄・意欲など多くの情報に基づき選考を行う観点から、書類選考のみならず試験又は面接により選考するよう努めること。
- iv センターに登録した求人に対する応募希望の受付その他の利用求職者との接触は、センターによる取次ぎを経ずに行わないこと。
- v センターに登録した求人への応募の意向を示し又は応募した利用求職者について再就職規制上の疑義が生じた場合、利用求職者以外の現職の国家公務員から再就職に関する依頼・要求等があった場合、その他本利用規約、要領等又は法令等の遵守の観点から疑義が生じた場合は速やかにセンターに連絡すること。

7 再就職の情報の公表

利用職業紹介事業者等は、本事業の利用に係る事務を代行する利用求人者が本事業を利用して利用求職者を雇い入れた場合、当該雇入れに係る情報について、要領等に基づき内閣総理大臣に対する報告及び公表が行われることに同意すること。

8 セキュリティ対策

- ① 利用職業紹介事業者等は、官民ジョブサイトの利用について、センターの指示に従うとともに、センターが指定したものの以外の情報を登録しないこと。
- ② 利用職業紹介事業者等は、センターとの連絡を電子メールで実施するに当たり、予めセンターに登録した電子メールアドレスを使用し、記載事項についてセンターの指示に従うとともに、センターが指定したものの以外の電子ファイルを添付しないこと。
- ③ 利用職業紹介事業者等は、官民ジョブサイトの利用及びセンターとの連絡に使用する情報処理機器及び当該情報処理機器で取り扱う電子ファイル等について、安全確保の観点から以下の措置を講じること。
- i アンチウイルスソフトウェア等により不正プログラムとして検知されている実行ファイルやデータファイルを実行又はアプリケーションで読み込ませないようにすること。

- ii アンチウイルスソフトウェアの不正プログラムの定義ファイルを常に最新の状態に維持し、不正プログラムの自動検査機能を有効にすること。
- iii 定期的に全ての電子ファイルに対して不正プログラムの有無を確認すること。

#### 9 免責事項等

- ① 採否結果の利用求職者への通知は、センターは行わないため、利用求人者又は利用職業紹介事業者等が適切に行うこと。
- ② 利用職業紹介事業者等は、その事業に関し利用求職者又は利用求人者から苦情があった場合には迅速、適切に処理するよう努めること。
- ③ 本事業の利用又は利用の停止・取消に関して生じた損害について、センターの故意又は重過失による場合を除きセンターは一切責任を負わず、利用職業紹介事業者等に対し損害賠償する義務はないものとする。
- ④ 利用職業紹介事業者等が、本事業を利用したことにより、利用求人者、利用求職者、その他の第三者又はセンターに対して損害を与えた場合、利用職業紹介事業者等は自らの責任と費用により解決するものとする。

#### 10 不利益行為の禁止

本事業の利用に当たっては、第三者又はセンターに対し、不利益若しくは損害を与える行為又はそのおそれがある行為を禁止する。

#### 11 利用規約の変更

- ① センターは、本事業の利用の状況その他の事情を勘案し、本利用規約を変更することができる。この場合、変更後の本利用規約は全ての利用職業紹介事業者等に適用されるものとする。
- ② センターが本利用規約を変更する場合は、センターのホームページに掲載することとする。

#### 12 その他

本事業に関し、本利用規約に定めがない事項は、センターが定めるところによる。

# プライバシーポリシー

内閣府官民人材交流センターは、官民人材交流センター求人・求職者情報提供事業の利用者の個人情報保護に配慮し、プライバシーポリシーを規定しています。

## 1. 基本的考え方

内閣府官民人材交流センターでは、官民人材交流センター求人・求職者情報提供事業（事業のサービスを提供するために官民人材交流センターが設置するサイト（官民ジョブサイト）（ドメインが www.kanmin-job.go.jp のもの。以下「当サイト」という。）の運営を含む。以下「本事業」という。）の円滑な運営に必要な範囲で、本事業を利用される皆様の情報を収集しています。収集した情報は利用目的の範囲内で適切に取り扱います。

## 2. 収集する個人情報及び利用目的

### (1) 個人情報の定義

個人情報とは、本事業の利用者又は利用者であった者（以下「利用者等」という。）に関する情報であって、当該情報を構成する氏名、住所、電話番号、メールアドレス、所属組織その他の記述等により当該利用者等を識別できるものをいいます。また、その情報のみでは識別できない場合でも、他の情報と容易に照合することができ、結果的に利用者等を識別できるものも含まれます。

### (2) 利用目的

本事業で収集する個人情報の利用目的は次のとおりです。

ア 官民人材交流センター求人・求職者情報提供事業実施要領（平成 30 年 12 月 19 日 内閣府官民人材交流副センター長決定）に基づく本事業の運営に必要な以下の業務の実施

- ・ 本事業の実施に必要な本事業の利用者（以下「本事業利用者」という。）の認証
- ・ 本事業利用者の利用資格の確認（求職者の所属府省等への照会及び求人者の暴力団排除条項に係る警察への照会を含む。）
- ・ 本事業利用者への連絡及びお知らせ等の送付・配信
- ・ 本事業利用者への情報提供
- ・ 本事業利用者の所属状況や利害関係等に係る所属府省等への確認

- ・ 本事業の適切な運営を確保するための関係機関への情報提供その他の必要な措置の実施
- イ 官民人材交流センターに委任する事務の運営に関する指針（平成 26 年 6 月 24 日 内閣総理大臣決定）に規定する事務の運営状況等に関する報告等
- ウ 本事業の改善に資する以下の業務の実施
  - ・ 利用者等へのアンケート・取材等の実施
  - ・ 本事業の運営状況に関する分析や広報等に使用するために個人が特定できないよう加工した統計データの作成

### (3) Cookie の利用

当サイトは Cookie（サーバ側で利用者を識別するために、サーバから利用者のブラウザに送信され、利用者の端末（コンピューター、スマートフォン又はタブレット）に蓄積させる情報）を利用しますが、Cookie を通じて利用者個人を識別できる情報を収集することはありません。当サイトにおける Cookie に含まれる情報及び利用目的については、別紙「Cookie 利用について」を参照してください。

## 3. 利用及び提供の制限

---

- (1) 内閣府官民人材交流センターでは、法令に基づく開示要請があった場合、不正アクセス、脅迫等の違法行為があった場合その他特別の理由のある場合を除き、収集した情報を 2. に規定する目的以外のために自ら利用し、又は第三者に提供いたしません。
- (2) 個人情報を利用する場合、個人情報保護の重要性を強く認識し、当該個人情報の利用目的の範囲内でこれを行います。また、内閣府官民人材交流センターが保有する個人情報の全部又は一部を利用目的の範囲内で必要な業務を委託する委託先に対し、厳重な個人情報の管理を求めたうえで個人情報を開示することがあります。この場合には、委託先の選定に配慮するとともに、内閣府官民人材交流センター同様適正な管理を行うよう、必要な監督等に努めます。

## 4. 安全確保の措置

---

内閣府官民人材交流センターは、情報収集に際しては、収集した情報を適切に管理し、漏えいや滅失又はき損のないよう、必要な措置を講じます。

## 5. 自己に関する情報の開示

---

本事業では、氏名、生年月日その他一般的に個人を識別できる情報は、本事業の業務に必要な情報以外については収集しておりません。自己に関する情報の開示・訂正・削除の請求については、「8. お問合せ先」まで御連絡ください。

## 6. 適用範囲

---

本ポリシーは、内閣府官民人材交流センター及びその委託先による本事業の運営においてのみ適用されます。

## 7. その他

---

内閣府官民人材交流センターでは、本ポリシーを改定することがあります。改定する場合は、内閣府官民人材交流センターホームページでお知らせします。

## 8. お問合せ先

---

内閣府官民人材交流センター  
電話番号 03-6268-7669

(最終更新日：令和2年8月25日)

# Cookie 利用について

当サイトはCookieを利用します。当サイトを引き続き利用することにより、利用者は下記のとおりCookieの利用に同意するものとします。

- (1) 当サイトにおけるCookieの利用は、正規の利用者のみが利用可能となるよう制御するとともにサイトを安定的に運用することを目的とするものであり、Cookieを通じて利用者個人を識別できる情報を収集することはありません。
- (2) 当サイト利用においてはCookieの利用が必須となります。Cookie利用を禁止（無効化）された状態ではログイン画面以外いずれのページへも遷移できません。また、利用中にCookieファイルを削除した場合はブラウザの動作が不安定となり、再度ログインを要求されることがあります。
- (3) 当サイトで扱うCookie情報

Cookie 名	Cookie 提供元	説明
FJELB	負荷分散装置	<p>このCookieには、負荷分散装置のセッション情報（※1）が保存されます。セッション情報は、本サイトへのアクセス時、冗長化された複数のWebアプリケーション・サーバのうち、どのサーバとの通信を行うかの判断に利用されます。利用者のブラウザからWebアプリケーション・サーバへの通信における負荷分散を履行する上で必要な情報となります。ユーザ情報を収集するものではありません。</p> <p>このCookieをサイト閲覧時に削除した場合、ブラウザ動作が不安定になる恐れがあり、動作保証できなくなります。</p> <p>このCookieの有効期間は3時間であり、3時間経過時に再取得されます。</p> <p>（※1）セッションとは、接続もしくはログインしてから、接続の終了もしくはログアウトするまでの期間における通信のことであり、セッション情報は、このセッションを維持する上で必要となる情報を指します。</p>



Cookie 名	Cookie 提供元	説明
.ASPXAUTH	Web アプリケーション・サーバ	<p>この Cookie は、利用者の認証ステータスの管理を目的として Web アプリケーションが発行するものであり、ログイン後のすべてのページで画面閲覧時に必要となります。ユーザ情報を収集するものではありません。</p> <p>ブラウザのセッション ID(※2)とログイン ID ごとに生成されますので、ブラウザを閉じて再びブラウザからのログインする場合は、改めてこの Cookie が生成されます。ただし、「ログイン情報を記憶」チェックを有効にした場合はログオフ後も 48 時間有効となります。</p> <p>この Cookie をサイト閲覧時に削除した場合は、ブラウザ動作が不安定になり、ログイン画面へ強制遷移（サイト利用に当たって改めてログインが必要）となる恐れがあります。</p> <p>(※2)セッション ID に関しては、下段「ASP.NET_SessionId」の欄をご覧ください。</p>
ASP.NET_SessionId	Web アプリケーション・サーバ	<p>この Cookie は、利用者ブラウザとの通信におけるセッション管理を目的として Web アプリケーションが発行するセッション ID です。ユーザ情報を収集するものではありません。</p> <p>この Cookie は、ブラウザのセッションごとに生成され、本サイトへのログイン前（ログインしていない状態）においても利用されます。</p> <p>ブラウザを閉じた時(ブラウザの閉じるボタン押下時等)に、この Cookie は消滅（削除）されます。</p> <p>この Cookie をサイト閲覧時に削除してしまった場合は、ブラウザ動作が不安定になり、ログイン画面へ強制遷移（サイト利用に当たって改めてログインが必要）となる恐れがあります。</p>

官民人材交流センター求人・求職者情報提供事業の  
利用手続きに係る府省等一覧

内閣官房

内閣法制局

人事院

内閣府

宮内庁

公正取引委員会

警察庁

個人情報保護委員会

カジノ管理委員会

金融庁

消費者庁

こども家庭庁

デジタル庁

復興庁

総務省（消防庁、公害等調整委員会を含む。）

法務省（出入国在留管理庁、公安審査委員会、公安調査庁を含む。）

外務省

財務省

国税庁

文部科学省（文化庁、スポーツ庁を含む。）

厚生労働省（中央労働委員会を含む。）

農林水産省（林野庁、水産庁を含む。）

経済産業省（資源エネルギー庁、特許庁、中小企業庁を含む。）

国土交通省（観光庁、気象庁、運輸安全委員会、海上保安庁を含む。）

環境省（原子力規制委員会を含む。）

防衛省（防衛装備庁を含む。）

会計検査院

【行政執行法人】

国立公文書館

統計センター

造幣局

国立印刷局

農林水産消費安全技術センター

製品評価技術基盤機構

駐留軍等労働者労務管理機構

## 求職者情報登録事項

1	在職・離職の別
2	在職の場合の離職予定の区分、時期
3	所属府省等名、所属機関区分
4	官職クラス、管理職経験の有無
5	年齢
6	学歴（最終学歴の区分、専攻分野、留学・訓練歴）
7	主な経験分野・業務
8	海外赴任経験
9	使用可能言語
10	保有資格・免許
11	希望する仕事の内容
12	希望業種
13	希望就業形態・雇用形態
14	希望勤務地
15	希望収入
16	自己PR
17	求人未提出企業への公開可否

※ 上記 1～5 は実施要領 3 (1) の利用申込時に登録するもの、6以降は実施要領 3 (2) の求職者情報の登録時に登録するもの。

## 求人者の利用申込時の登録事項

表 1 共通の登録事項

1	法人番号 ※ ここでいう法人番号とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 39 条に規定する番号をいう。
2	法人等名（個人の場合は代表者名）
3	代表者名
4	主たる事業所の所在地
5	資本金
6	従業員数（企業全体）
7	事業所名・所在地
8	HP アドレス
9	会社の特長
10	担当者連絡先

表 2 センターが役員名簿の登録を求める求人者の登録事項

1	役員名簿（各役員の氏名、生年月日、性別、住所（市区町村名まで）、役職） ※ ここでいう役員とは、以下のものを典型例としつつ、これらに準ずるものや、相談役や顧問等名称や常勤かどうかにかかわらずこれらと同等以上の法人等に対する支配力を有するものと認められる者を含む。 ・株式会社であれば、取締役、会計参与、監査役及び執行役 ・合同会社であれば、業務を執行する社員 ・非営利法人であれば、理事、監事及び会計監査人 ・法人でない場合は、個人事業主
---	--

## 求人情報登録事項

1	就業場所の名称・所在地
2	転勤の可能性・有りの場合の範囲
3	事業内容
4	就業場所の従業員数
5	募集人数
6	職種名・仕事の内容
7	必要な経験
8	必要な資格
9	必要な語学
10	必要な学歴
11	運転免許の要否
12	賃金・手当
13	マイカー通勤の可否
14	休日
15	就業時間
16	就業形態・雇用形態
17	年齢制限の有無・有りの場合の内容・年齢制限禁止の例外事由
18	定年・再雇用・勤務延長
19	試用期間
20	加入保険等
21	退職金制度の有無・適用条件となる勤続年数
22	選考方法
23	他法人の地位の兼務の有無・有りの場合の内容
24	応募方法に係る連絡事項
25	担当者連絡先

## 職業紹介事業者等の利用申込時の登録事項

1	法人番号
2	職業紹介事業者名（法人等名）
3	事業形態、職業紹介事業の許可・届出・通知受理番号
4	代表者名
5	主たる事業所の所在地
6	事業所名・所在地
7	HP アドレス
8	担当者連絡先

官民人材交流センター求人・求職者情報提供事業利用申込書

申込年月日※		年	月	日		
1 氏名等	フリガナ※				性別※	
	求職者氏名※				生年月日※	年 月 日
2 連絡先等	〒	-	海外在住者※1			
	都道府県					
	市区町村					
	町名番地					
	以下					
	E-mail※					
電話番号※(いずれか必須)		(自宅)			(携帯)	
3 所属等	所属府省等名※			出向中※		
	その他の場合の所属独立法人等名※1					
	所属部署名※				所属機関区分※	
	官職名※			官職クラス※(注)		
	在職・離職の別※	(離職者の場合)	離職日※1		年 月 日	
		(在職者の場合)	離職予定の区分※1			
		(区分①又は②の場合)		年 月 頃		
所属府省・復帰予定省庁以外で勤務したことのあ		年まで		年まで		
る府省等(自粛対象該当確認のために使用)※1		年まで		年まで		
私は本事業実施要領1(1)イ①～⑤(注)に定める者に該当しません。※					<input type="checkbox"/>	
本事業利用規約に同意します。※					<input type="checkbox"/>	

- ・ ※が付いている項目は必須入力項目です。※1が付いている項目は場合に応じて必須項目です。
- ・ 下線が引かれている項目は求人企業等に公開される項目です。但し、年齢は公開ごとに更新されます。

内閣府官民人材交流センター総務課長 殿

上記の者から官民人材交流センター求人・求職者情報提供事業の利用希望の申出があり、利用者として適切と認められるので、申込みます。

		年	月	日		
		発出府省名		発出者(人事担当課長)役職名		
担当係名			連絡先	電話		
担当者				E-mail		
行政執行法人の役員として在職している現役出向中の者である場合の特例におけるその他の者への該当(注)						



官民人材交流センター求人・求職者情報提供事業利用申込者一覧

提出府省等名  
提出年月日


※新規の利用申込について10名以上分を同時に提出する場合に添付してください。番号が上位の者から登録作業を行います。

番号	氏名	現所属
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		
21		
22		
23		
24		
25		
26		
27		
28		
29		
30		
31		
32		
33		
34		
35		
36		
37		
38		
39		
40		
41		
42		
43		
44		
45		
46		
47		
48		
49		
50		

官民人材交流センター求人・求職情報提供事業利用資格等に係る変更届

年 月 日

内閣府官民人材交流センター総務課長殿

(府省人事担当課長)

官民人材交流センター求人・求職情報提供を利用中の下記1の者について、下記2のとおり利用資格等に係る変更がありましたので届け出ます。

記

1 利用求職者

氏名：

現所属：

新規利用申込時の受理番号：

2 変更内容

いずれかに○	内容
	ア 懲戒免職を受けた
	イ 現に懲戒処分を受けている者となった (利用再開可能日(処分終了の翌日)： 年 月 日)
	ウ 死亡その他利用求職者本人からの連絡が困難な理由による利用中止(理由： )

官民人材交流センター求人・求職者情報提供事業利用規約同意書・  
利用の欠格事由に該当しない旨の誓約書

(求人者用)

官民人材交流センター求人・求職情報提供事業利用規約(求人者用)に同意し、これを遵守します。

また、下記1から3までのいずれにも該当しません。将来においても該当することはありません。

官民人材交流センターから官民人材交流センター求人・求職者情報提供事業実施要領4(1)イに基づく求めがあった場合、その求めに応じて役員名簿を提出し、当該名簿を警察に提供することについて同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 過去2年以内に、求人者の業務に関し当該求人者又はその役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。下記3まで同じ。)若しくは役員であった者が公契約関係競売等妨害罪(刑法(明治40年法律第45号)第96条の6)、贈賄罪(同法第198条)その他センターが定める罪に当たる事件について公訴を提起され、又は有罪の判決を受けていた場合における当該求人者(無罪の判決、免訴の判決、公訴を棄却する決定又は判決が確定した場合、刑の執行が終わった場合を除く。)
- 2 過去2年以内に、公務員(公務員になろうとする者及び公務員であった者を含む。)が収賄罪(刑法第197条から第197条の4まで)に当たる事件について公訴を提起され、又は有罪の判決を受けていた場合(無罪の判決、免訴の判決、公訴を棄却する決定又は判決が確定した場合、刑の執行が終わった場合を除く。)において、求人者又はその役員若しくは役員であった者が当該求人者の業務に関し当該公務員に対して賄賂を供与し、又はその約束をしていた場合における当該求人者
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下本項において「暴力団員」という。)、役員のうち暴力団員に該当する者がある法人その他の団体又は暴力団員がその事業活動を支配する求人者

年 月 日

所在地又は住所

社名(団体名)

代表者の役職名及び氏名

(又は 代理人の役職名及び氏名)

【注】人事・採用業務に係る権限を委任された者が代理人となる場合は、代表者の代わりに代理人の役職名及び氏名を記載してください。

(いずれの場合も押印及び自署は不要)

利用申込み手続きの職業紹介事業者等への委任について

官民人材交流センター求人・求職者情報提供事業の利用申込み手続きを、下記の職業紹介事業者等に委任します。

記

職業紹介事業者等の名称	
-------------	--

年 月 日

所在地又は住所

社名(団体名)

代表者の役職名及び氏名

(又は 代理人の役職名及び氏名)

【注】 人事・採用業務に係る権限を委任された者が代理人となる場合は、代表者の代わりに代理人の役職名及び氏名を記載してください。

(いずれの場合も押印及び自署は不要)

**官民人材交流センター求人・求職者情報提供事業利用規約同意書**

**・利用の欠格事由に該当しない旨の誓約書**

(職業紹介事業者等用)

官民人材交流センター求人・求職情報提供事業利用規約(職業紹介事業者等用)に同意し、これを遵守します。  
また、下記1から3までのいずれにも該当しません。該当することとなった場合は、貴センターあて速やかに通知します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 職業安定法(昭和22年法律第141号)に基づく事業停止命令を受けている者
- 2 職業安定法に基づく業務改善命令を受け必要な改善がなされていない者
- 3 職業安定法違反を理由として地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の5の規定に基づく是正の要求を受け、必要な改善がなされていない者

年 月 日

所在地又は住所

社名(団体名)

代表者名

利害関係・自肅対象企業等の確認に係るチェックシート

Header information including (府省名), 人事担当課長 殿, (依頼先府省種別), 現所属/出向元/過去勤務/出身, and a detailed explanatory paragraph regarding the purpose of the form.

1 対象求職者

Table for applicant information: 求職者(職員), 氏名, 現所属(退職者の場合は出身)府省, 所属部署, 現職/出向中, 出向元府省.

2 応募希望対象企業等

Table for target companies: 対象企業等, 企業・団体名, 法人番号, 主たる事業所の所在地.

3 貴府省において必要な確認

Confirmation table with sections: I 「利害関係企業等」への該当性確認, II の自肅対象企業等への該当性確認, III 「兼職先の利害関係企業等」への該当性確認, 確認期限.

Date and reference number fields: 年月日 (整理番号), 内閣府官民人材交流センター総務課長(公印省略)

I 「利害関係企業等」への該当性

Table for salary scale confirmation: (俸給表), (級), 求職活動規制の適用除外官職(本省係長級(行(一)4級相当)以下)に該当する場合は俸給表と級を記載(該当する場合はIの確認は不要).

Main confirmation table with columns: 求職者の職務に該当するか, 利害関係企業等(注3)に該当するか, 確認欄, 判定, 理由. Includes categories like 1. 許認可等, 2. 補助金等交付, etc.

Summary table for 1-7 confirmation results: 1~7の確認結果を踏まえた総合判断, (備考), 1~7の事務の種類ごとの確認結果について官民人材交流センターに回答することが守秘義務の観点等から差し支えある場合には、1~7の各確認欄は空欄とし当欄のみ記載することも可.

II 各府省において再就職を制限(自肅)している企業・団体等への該当性

Table for self-discipline confirmation: 自肅の対象となる官職に該当するか, 自肅の対象となる再就職先に該当するか, 該当/非該当 checkboxes, (備考).

内閣府官民人材交流センター総務課長 殿

依頼のあった利害関係・自肅対象企業等の該当性確認の結果について、上記のとおり回答します。

Signature and contact information fields: 年月日, 発出者(各府省人事担当課長), 担当係名, 担当者, 連絡先, 電話, E-mail.

<注1>現職の職員の方(再任用のフルタイム・短時間勤務職員を含む)は利害関係の確認が必要となります。ただし、本省係長級(行(一)4級相当)以下の者は利害関係の確認は不要です。

<注2>「営利企業等」とは、営利企業及び営利企業以外の法人(非営利法人、特殊法人、公益社団・財団法人、一般社団・財団法人等を含む)をいい、国、国際機関、地方公共団体、行政執行法人、特定地方独立行政法人は含みません。

<注3>「利害関係企業等」の判断に当たっては、以下の点に御注意ください。

①所掌事務に関する法令の規定や府省内の事務分掌規程等を元に確認してください。

・所属する課において許認可等の相手方となっている営利企業等であっても、職員本人に許認可等の職務権限がない場合(係が異なるなど)は該当しません。

・上位の職や総合的な立場にある職に就いている職員、合議を受ける立場の職員については職務権限を有している場合があります(委任規定により権限自体が下位機関に委任されている(委任元に権限が残らない)場合は職務権限を有していませんが、専決規程等により決裁権限が下位機関に降りていることを以って職務権限がないとは言えませんので御注意ください)。

②事業所や支店の単位ではなく、企業又は法人の単位で判断してください(職務の管轄区域外の営利企業等については、職務権限が及ばないため利害関係企業には該当しませんが、管轄区域内に営利企業等の事業所・支店(利害関係あり)があれば、管轄区域外にある当該営利企業等の事業所・支店も利害関係企業等となります)。

<参照条文> ※一般定年等隊員においては、以下の規定に相当する自衛隊法等の規定を参照

#### ○国家公務員法(昭和22年法律第120号)

(在職中の求職の規制)

第百六条の三 職員は、利害関係企業等(営利企業等のうち、職員の職務に利害関係を有するものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。)に対し、離職後に当該利害関係企業等若しくはその子法人の地位に就くことを目的として、自己に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該地位に就くことを要求し、若しくは約束してはならない。

②～⑤(略)

#### ○職員の退職管理に関する政令(平成20年政令第389号)

(利害関係企業等)

第四条 法第百六条の三第一項の営利企業等のうち、職員の職務に利害関係を有するものとして政令で定めるものは、職員が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 許認可等(行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二条第三号に規定する許認可等をいう。以下同じ。)をする事務 当該許認可等を受けて事業を行っている営利企業等、当該許認可等の申請をしている営利企業等及び当該許認可等の申請をしようとしていることが明らかである営利企業等

二 補助金等(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)第二条第一項に規定する補助金等及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十二条の二の規定により都道府県が支出する補助金をいう。以下同じ。)を交付する事務 当該補助金等の交付を受けて当該交付の対象となる事務又は事業を行っている営利企業等、当該補助金等の交付の申請をしている営利企業等及び当該補助金等の交付の申請をしようとしていることが明らかである営利企業等

三 立入検査、監査又は監察(法令の規定に基づき行われるものに限る。以下「検査等」という。)をする事務 当該検査等を受けている営利企業等及び当該検査等を受けようとしていることが明らかである営利企業等(当該検査等の方針及び実施計画の作成に関する事務に携わる職員にあっては、当該検査等を受ける営利企業等)

四 不利益処分(行政手続法第二条第四号に規定する不利益処分をいう。以下同じ。)をする事務 当該不利益処分をしようとする場合における当該不利益処分の名宛人となるべき営利企業等

五 行政指導(行政手続法第二条第六号に規定する行政指導のうち、法令の規定に基づいてされるものをいう。以下同じ。)をする事務 当該行政指導により現に一定の作為又は不作為を求められている営利企業等

六 国、特定独立行政法人又は都道府県の締結する売買、貸借、請負その他の契約(以下単に「契約」という。)に関する事務 当該契約(電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付として内閣府令で定めるものを受ける契約を除く。以下この号において同じ。)を締結している営利企業等(職員が締結に携わった契約及び履行に携わっている契約の総額が二千万円未満である場合における当該営利企業等を除く。)、当該契約の申込みをしている営利企業等及び当該契約の申込みをしようとしていることが明らかである営利企業等

七 検察官、検察事務官又は司法警察職員が職務として行う場合における犯罪の捜査、公訴の提起若しくは維持又は刑の執行に関する事務 当該犯罪の捜査を受けている被疑者、当該公訴の提起を受けている被告人又は当該刑の執行を受ける者である営利企業等